別表第５

表

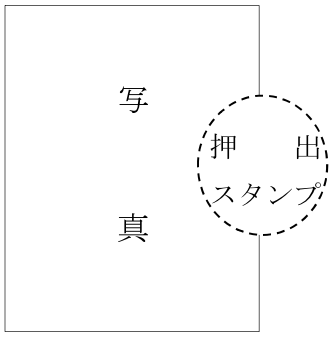
第　　号

文化財保護法第 120 条において準用する同法第 47 条第３項において準用する同法第 39 条第２項の規定による証票

年　　月　　日発行

文化庁長官　印

文化財保護法第 120 条において準用する同法第 47 条第１項又は第２項の規定による委託に基づく史跡名勝天然記念物の管理又は復旧の施行及び当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年　　月　　日生

裏

文化財保護法（昭和25年法律第214号）抄

第120条　所有者が行う管理には、第30条、第31条第１項、第32条、第33条並びに第115条第１項及び第２項（同条第２項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第56条第１項の規定を、管理責任者が行う管理には、第30条、第31条第１項、第32条第３項、第33条、第47条第４項及び第115条第２項の規定を準用する。

第47条　重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

２　文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。

３　前２項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第39条第１項及び第２項の規定を準用する。

第39条　文化庁長官は、前条第１項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

２　前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格B6とすること。